

八潮市手話言語条例を制定

市では、手話に対する理解や普及により、全ての市民がともに生き、ともに支え合い生活することのできる地域社会の実現を目指し、八潮市手話言語条例を制定しました。

八潮市手話言語条例の概要

△基本理念▽

手話が言語であるという認識に基づき、手話が市民に必要な言語として尊重されることを基本とします。

△市の責務▽

手話に対する理解を広め、手話を普及し、手話を使いやすい環境を整備するための施策を講じます。

△市民の役割▽

基本理念に対する理解を深め、市の推進する施策に協力するよう努めるものとします。本条例では、市内に在住している方のほか、在勤や在学している方や市内で事業や活動を行う方も市民としています。

市では、ろう者※が手話を使って意思疎通を図り、安心して暮らすことのできる環境づくりに努めていきます。※ろう者とは、聴覚に障がいのある人のうち、主に手話で意思疎通をとって、日常生活を送る人をいいます。

手話を理解する

手話は、音声言語とは異なり、手の形、位置、動き、表情を使って、視覚的に表現する言語であり、ろう者が物事を

を考え、意思疎通を図るために必要な言語です。国際連合総会で採択された「障害者の権利に関する条約」や「障害者基本法」にも、手話を認めることなどが明記されています。

左図のように、簡単な手話を覚えてみるなど、手話への理解を深めていきましょう。

手話であらうしてみよう



「ありがとう」

手の甲に他方の手を直角に乗せて、上に上げる。(手刀を切るしぐさを示します。)



「こんにちは」

①人さし指と中指を立てて、額の中央に当てる。(時計の文字盤の12時を表します。)
②向かい合わせた人さし指を曲げる。(2人がおじぎをする様子を示します。)



「おはようございます」

①握りこぶしをこめかみの辺りから下ろす。(枕(握りこぶし)をはずす、「朝」を示します。)
②向かい合わせた人さし指を曲げる。(2人がおじぎをする様子を示します。)

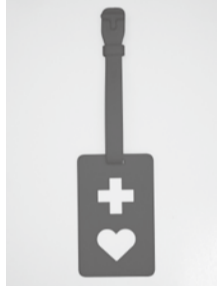
ヘルプマーク、ヘルプカードを付けてください

ヘルプマークは、聴覚や視覚に障がいがある方、内部障がいや難病の方、知的障がいや精神障がいのある方、義足や人工関節を使用している方、妊娠初期の方などが、周囲の方からの援助が得られるよう作られたマークです。

市では、ストラップ付きの「ヘルプマーク」や、必要な支援や緊急連絡先などを書き込んで携帯できる「ヘルプカード」を障がい福祉課窓口で配付しています。



ヘルプカード



ヘルプマーク

ヘルプマークをつけた方を見かけたら、電車内などでは席をゆずる、困っているようであれば声をかけるなど、思いやりのある行動をしましょう。

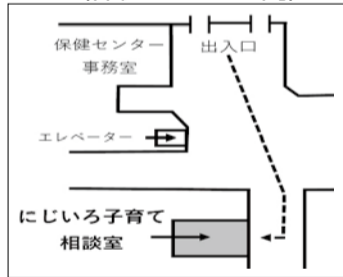
子育て世代包括支援センター『にじいろ子育て相談室』を開設

市では、安心して妊娠期から子育て期までを送れるように子育て世代包括支援センターに「にじいろ子育て相談室」を保健センター内に開設しました。

妊娠期から子育て期をサポート

「にじいろ子育て相談室」では、専任の専門職(保健師または助産師)が、母子健康手帳交付時にすべての妊婦さんと面談を行い、妊娠・出産・子育てに関するさまざまな相談に応じ、アドバイスをします(相談室の場所は図1のとおり)。

図1 相談室の案内図(保健センター内)



相談内容によっては、図2のように関係機関と連携し、妊娠期から子育て期まで、継続した支援に努めます。相談は、母子健康手帳交付時以外でもできますので、困ったときは、1人で悩まず、お気軽にご相談ください。

主な事業内容

- 母子健康手帳の交付と面談
- 妊娠・出産・子育てに関する来所・電話相談
- 子育てに関するサービスや機関の紹介

関係機関との連絡調整

こんなときにご相談ください

- ◇初めての妊娠・出産でわからないことがたくさんある
- ◇子育てに協力してくれる人が身近にいない不安
- ◇赤ちゃんの育て方について知りたい
- ◇妊娠期から子育て期に関する

保健センター ☎95・3381

サービスが知りたい
毎週月～金曜日(祝日・年末年始を除く) 午前8時30分～午後5時15分

対妊婦、乳幼児の保護者
相談方法 面談(予約不要)のほか、電話相談も実施しています。
にじいろ子育て相談室(保健センター) ☎95・3381

図2 支援のしくみ

